

長浜市認知症高齢者等



# おでかけ あんしん保険

誰もが安心して  
外出できる  
まちをめざして

認知症のある人のもしもの事故に備える  
個人賠償責任保険です。

\*1 この保険は、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合が対象となります。

\*2 意思能力がない方が他人に損害を加えたものは法律上の損害賠償責任を負わない可能性があり、保険の対象とならない場合があります。

## 補償される事故の例

\*補償対象となるかについては、事故後の調査により保険会社が判断されます。



誤って通行人にケガを  
させてしまった。



踏切や線路に誤って立ち入って、  
列車の運行を  
遅延させてしまった。



店頭の商品を  
誤って落とし、  
壊してしまった。

### 〈対象になる人〉

住民票が長浜市にある  
長浜市民であり、  
長浜市認知症高齢者等  
SOSほんわかネットワーク  
に登録している人

### 〈保険料〉

無料です

### 〈補償の内容〉

個人賠償責任保険 上限 **1** 億円

### 〈申請の方法〉

裏面のおとり 

〈お問い合わせ先〉 長浜市長寿推進課

TEL : 0749-65-7841 メール : choju@city.nagahama.lg.jp



## 申請の方法

- 指定の申請書に必要事項を記入し、長浜市長寿推進課に提出します。
- 申請いただける方は、ご本人やご家族、法定代理人などです。
- 長浜市認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワーク事前登録が済んでいない方は、保険加入と併せて申請をお受けします。



## 長浜市認知症高齢者等 SOS ほんわかネットワークとは？



認知症のある高齢者等が行方不明になられた場合、行方不明情報を地域の協力者にメール配信し、地域ぐるみで、早期発見・早期保護につなげるしくみです。

## 【加入にあたっての注意事項】

- 保険期間は市に加入申請書を提出した翌日から翌4月30日までです。ただし、保険期間内に保険加入要件に該当しなくなった場合（死亡、転出、SOS ほんわかネットワーク登録終了等）、要件に該当しなくなった日までが保険期間となります。
- 保険期間は、1年ごとに更新します。
- 加入者の方には、毎年2～3月頃に保険更新の手続きをご案内します。
- 加入に必要な個人情報は適切に管理し、目的外には使用しません。



ご不明な点は、  
長浜市長寿推進課まで  
ご相談ください。

TEL : 0749-65-7841  
メール : choju@city.nagahama.lg.jp